

桂駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省 競争参加資格	備考
1	産業廃棄物収集運搬処分（廃蛍 光灯管・廃ランプ類）	仕様書のとおり	9.3.31	R8.5.29 （金）	R8.6.8 （月） 0900	R8.6.8 （月） 0900	必要なし	細部は仕様書を参照

4 競争参加者に必要な資格に関する事項

産業廃棄物収集運搬業又は処分業どちらかまたは両方の許可を受け、受けていない方の許可を持つ他の業者と契約が可能な者。
見積書の提出に合わせて上記許可証の写しを提出すること。

5 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒615-8103 京都府都市西京区川島六ノ坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 担当 温井
TEL 075-381-2125（内線 515）FAX 075-381-8881

6 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先

陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処総務部管理課営繕班 担当 安田（内線 382）

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥ (消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬処分（廃蛍光灯管・廃ランプ類）	仕様書のとおり	式	1		
随意の様式による内訳書の添付をお願いいたします。					
納入（履行）場 所	仕様書のとおり		納 期 (履行期限)	R9.3.31	
契約保証金	免 除		入札（見積）書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 田 尾 正 輝 殿

会社名 代表者名 担当者名 連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥ (消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物収集運搬処分（廃蛍光灯管・廃ランプ類）	仕様書のとおり	式	1		
随意の様式による内訳書の添付をお願いいたします。					
納入（履行）場所	仕様書のとおり		納期 (履行期限)	R9.3.31	
契約保証金	免除		入札（見積）書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 田尾正輝 殿

会社名 代表者名 担当者名 連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

陸上自衛隊桂駐屯地仕様書

品名	産業廃棄物収集運搬処分 (廃蛍光灯管・廃ランプ類)	作成年月日	8. 5. 28
		作成部隊等	関西補給処桂支処 総務部管理課営繕班

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第4項に掲げる廃棄物の収集・運搬処分について適用する。

2 役務期間

契約締結日～令和9年3月31日
ただし、契約後速やかに実施すること

3 搬出場所

陸上自衛隊桂駐屯地 (京都市西京区川島六の坪)

4 廃棄物種類及び予定数量

廃棄物内容	規格	数量	重量(kg)
廃蛍光灯管 廃ランプ等 (水銀使用製品)	蛍光灯類	1734本	309.8
	割蛍光灯類	1箱	4.6
	水銀灯	26本	8.9
	メタルハイドランプ	8本	2.1
	ナトリウム灯	27本	5.1
	白熱電球	31本	2.0
合計			約332.5

5 一般事項

廃棄物の収集・運搬・処分は、関係法令に基づき適正に実施すること

6 特記事項

- (1) 廃蛍光灯管等は破碎作業後、ガラスと口金部分に分別し、作業工程で回収した水銀スラッジは適切に処置するものとする。
- (2) 中間処理後、可能な限りリサイクルするものとする。
- (3) 収集運搬業者と処分業者が同一でなくても構わないが契約業者が責任をもつこと

7 提出書類

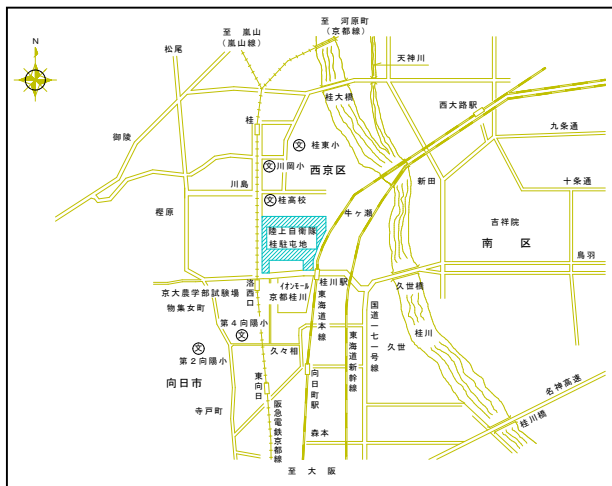
- (1) 廃棄物処理委託契約書 1部 (契約後速やかに提出)
(収集運搬・処分で業者が違う場合それぞれ提出)
- (2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 1部 (その都度提出)

8 完了検査

産業廃棄物の最終処分確認 (マニフェストE票の受理) をもって完了とする。

9 案内図・配置図

案内図



駐屯地配置図

